

## Q & A

### Q 1. 10連休中にATMは使えますか？

当組合のATMは、4月27日(土)のみ通常の土曜日と同様にご利用いただけます。

【4月27日(土)ご利用可能ATM設置店舗】

本店、西益田支店、高津支店、あけぼの支店

【4月27日(土)ご利用可能時間】

9:00～17:00

【4月27日(土)ご利用手数料】

9:00～14:00 当組合カード/提携信組カード 無料、他行カード 108円

14:00～17:00 当組合カード 108円、提携信組カード/他行カード 216円

なお、上記以外の連休中(4月28日～5月6日)は、当組合提携先のセブン・イレブン銀行(コンビニ)設置のATMが、ご利用料も当組合と同額(日曜・祝日:終日108円)でご利用いただけます。また、全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協でもご利用いただけますが、ご利用料は各金融機関所定の金額となります。

### Q 2. 10連休中に満期日が到来する円定期預金の取扱いについてはどうなりますか？

- ・自動継続の定期預金は、満期日が休日の場合でも満期日に自動継続されます。
- ・自動継続以外の定期預金は、満期日以降解約日まで、解約日における普通預金利率が適用されます。

### Q 3. 10連休中に口座振替の引落しがある場合はどうなりますか？

毎月の引落日が27日、28日、29日、30日(月末日)、1日、2日、3日、4日、5日、6日の場合、5月7日(火)に引落としとなる収納企業と4月26日(金)を引落としとする収納企業があります。詳しくは各収納企業にお問い合わせください。

### Q 4. 「平成」が記載されている「手形・小切手」についてもそのまま使用できますか？

改元後も「平成」表記の手形・小切手類をそのままご利用いただけます。

新元号に訂正する場合は下記の通り「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。

※ 訂正印は不要です。

【例】そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日

新元号へ訂正する場合：令和  
平成 1 年 5 月 7 日

※「1年」、「元年」どちらでも可

### Q 5. 旧元号の証明書等についても有効ですか？

運転免許証等の官公庁発行の旧元号が残る証明書等についても有効です。